

## 全労済協会 慶應義塾大学経済学部寄附講座

### 「生活保障の再構築 ～自ら選択する福祉社会～」

第12回 2018年12月20日

#### 「子どもの社会的養護 ～家庭養護推進の観点から見た現状と課題～」

元厚生労働省障害保健福祉部長、東京養育家庭の会理事 藤井 康弘氏

#### ■はじめに

私は長年、厚生労働省で医療保険制度や児童福祉、障害福祉に関する制度の整備に携わってきましたが、一方で里親登録し、実親による養育が困難になった子どもたちの養育にも携わってきました。

#### ■現代日本における社会的養護の現状

「社会的養護」の対象となる子どもとは、保護者がいない、虐待を受けているなどの事情で家庭での養育が難しく、公的責任のもと、社会的に養護を行うべき児童のことです。いま日本には、約4万5,000人の対象児童がいると考えられています。

我が国の場合、乳児院や児童養護施設といった「施設」に入る子どもが多く、里親やファミリーホームといった「家庭養護」で養育されている子どもは未だ10数%です。欧米などでは、施設よりも里親での受け入れ比率が高い傾向があります。

子どもたちが社会的養護を必要とすることになる原因についても、時代とともに大きな変化が起きています。かつて小説やアニメなどでは、親を失った子どもが集まる孤児院が舞台の作品がよく見られたものですが、現在では、親の死亡や行方不明といった事由は減って、虐待や親の精神疾患などによる保護が急増しています。

#### ■「子どもの最善の利益のために」家庭養護を推進

社会的養護には、決して忘れてはいけない2つの基本理念があります。それは「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で子どもを育む」ということです。

我が国では平成28年6月の児童福祉法の改正で、法律上も、里親やファミリーホームといった家庭養護を優先することとされました。おって平成29年には厚労省に設置された検討会が家庭養護をさらに進めること等を目的とした『新しい社会的養育ビジョン』をとりまとめ、これを踏まえて厚労省は、都道府県や政令市の「社会的養護推進計画」を2019年度中に見直していただくための「計画策定要領」を通知しています。

## ■家庭養護の意義と今後の社会的養護の展望

さて私と妻は2007年から、社会的養護の子どもたちを受け入れる「養育里親」として活動しています。自分たちの子育てがひと段落したタイミングと、私が厚労省で社会的養護の担当課長になった時期が重なったのをきっかけに「里親登録」をし、これまで長期短期合わせて10数名の子どもたちと生活をともにしてきました。うまくいかなかった子どももいますが、多くはよい関係を築けて、我が家から自立した後も度々里帰りしてくる子どももいます。里親というと、さぞ大変だろうと想像されるかもしれませんが、実際には苦労だけなら続くものではありません。様々な事情を抱えた子どもたちと触れあう中で、その成長や、日々の言葉や笑顔に感動させられることもたくさんあるのです。

こうした現場経験を踏まえ、私は社会的養護の子どもたちも可能な限り家庭で養育されるべきだと考えていて、家庭養護を推進するために「東京養育家庭の会」の理事としても活動していますし、新たに「全国家庭養護推進ネットワーク」という関係者が自由闊達に議論できるプラットフォームを多くの設立発起人とともに設立し、フォーラムを開催することも進めています。もちろん施設職員の皆さんが日々努力されていることも承知していますが、やはり子どもたちは可能な限り家庭で養育されるべきだと思います。

なぜそう考えるか。一つは、社会的養護で最も重要なキーワードである「愛着関係（アタッチメント）」です。子どもは特定の大人との安定した愛着関係を築くことで、安心感と自己肯定感を得て、人に対する基本的な信頼を獲得しますが、施設ではこうした濃密な関係性を築きにくくなります。愛着を持っていない子どもは、他者を信頼できない、自信が持てない、相手に嫌がられても構ってほしい、といったトラブルに陥りがちで、安定した社会生活を送る上でとても苦労することがあります。

また、家庭生活・地域生活の中で、人との適切な関係の築き方や生活に必要な知識、技術を学ぶ場としても、やはり家庭の方がふさわしいでしょう。さらに子どもたちが成長し自ら家庭を持つときのモデルにもなってくれるはずです。里親は、単なる養育担当者というだけでなく、子どもたちが成長し自立するための伴走者にもなりやすい存在なのです。

現在、国内で里親登録をしている家庭は1万2,000世帯あまり。実際に委託されている児童数はわずか5,000名ほどです。まず重要なのは「里親家庭」の登録数を増やすこと。そして同時に必要なのが、里親の養育能力の向上です。我が家もそうでしたが、たとえ実子を育てたとはいえ、里親は育児や養育の専門家ではありません。家庭という里親と里子だけのクローズドな世界では、分からないことやトラブルがあったとき、頼る相手がおらず、孤立してしまう可能性があります。家庭で子どもを養育する「里親制度」には、このような弱点もあるのです。

こうした問題をクリアするため、今後の家庭養護においては、虐待対応に追われがちになっている児童相談所から、措置権は維持した上で、施設やNPOへ里親関連の業務—里親のリクルートや研修、里子とのマッチング、委託後の訪問支援などを包括的に委託してもらう。これを新ビジョンでは「フォスタリング機関」と呼んでいます。入所施設にも家庭養護推進の拠点としてこのフォスタリング機関の

役割を果たしてもらい、里親だけでなく児童相談所や施設が連携・協働して子どもたちを養育する体制を構築していくべきだと考えています。

こうした体制を各地域に構築していくためには、国の政策と地域の現場の企画力・実行力が車の両輪としてしっかり回っていかなければなりません。皆さんがこれから就職等による社会貢献を考える際には、そうしたことも念頭に置いていただければ幸いです。

<文責：全労済協会調査研究部>